

まちづくり メールニュース

Vol. 297
(R6.2.28)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**



今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- <topics>都市空間情報デジタル基盤支援事業を紹介します
- <topics>令和6年4月から、建築物の新たな省エネ性能表示制度が始まります。
- <topics>「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が令和6年4月1日より施行されます。
- <お知らせ>北海道開発局 採用情報！
- <お知らせ>ウポポイ・滝野すずらん丘陵公園イベント情報！！

開発局HPにアンケートフォームを作成しました！是非、皆様の感想を是非お聞かせください。
[まちづくりメールニュースアンケート](#)

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を紹介します

[まちづくりメールニュース294号](#)にて、紹介しましたprojectPLATEAUにつきまして、プロジェクトを推進していく国土交通省の補助制度をより詳しく紹介します。

3D都市モデルを
活用して防災計
画って考えること
ができる？

自分の町でも3D都市モデル
の整備や活用を進めていき
たい！！

★「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業※補助事業」で3D都市モデルを整備することができます。3D都市モデル化により、都市の現状・将来像が視覚的に分かりやすくなり、まちづくり、防災、環境、景観などの様々な分野における地域課題解決に役立てることができます。

補助対象

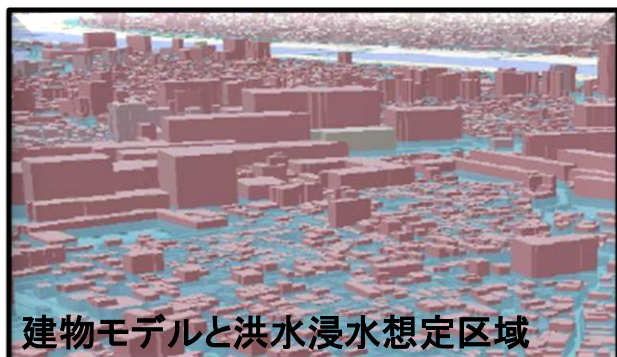
(1)3D都市モデルの整備に関する事業

- 3D都市モデルを整備するためのデータ収集・整理に関する費用
- モデルの立ち上げ、システムの導入・改修、オープンデータ化に関する費用 等

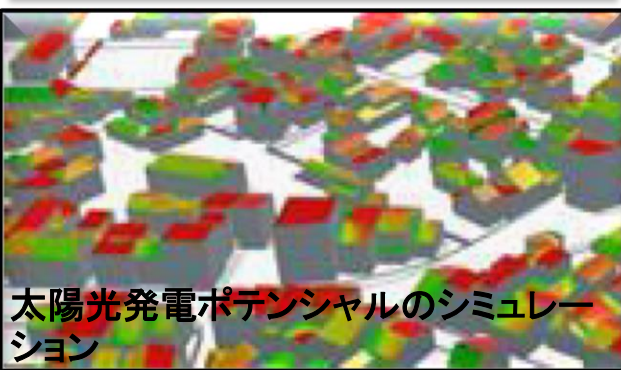
(2) 3D都市モデルの活用に関する事業

- データを活用した分析・シミュレーション等に要する費用
- 住民説明等に要する費用 等

【支援事業の活用例】



建物モデルと洪水浸水想定区域



太陽光発電ポテンシャルのシミュレーション

★通常タイプ

補助率1/2

※ユースケースがあるなど、各種要件を満たす必要がありますので、詳細は交付要綱をご参照ください。

★早期実装タイプ

補助率10/10

(上限1,000万円までの定額補助)

※1,000万円を超える事業費は地方負担となります。

※通常タイプの要件を満たすことに加え、「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。」等の各種要件を満たす必要があります。

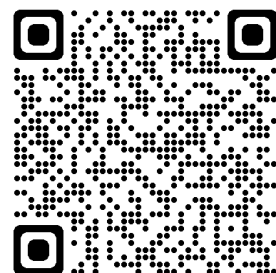
上記の活用例のみではなく、本事業を活用して災害リスクの分析・人流シミュレーションを活用したまちづくりの計画や3D都市モデルを活用した景観保存・整備事業の検討を行っていたりと、幅広い活用方法があり、全国的に都市の大小を問わず活用されている事業です。

北海道では、札幌市、室蘭市、更別村が整備しているほか、活用を検討している自治体も増えています。

※室蘭市と更別村には[まちづくりメールニュース294号](#)にてインタビューにも答えてもらっています！！

令和6年度は5月上旬～6月上旬に国土交通省より担当官が現地に伺い説明会・操作体験会を予定しています。

本事業についてのより詳細な内容についてご興味がありましたら、北海道開発局都市住宅課へお気軽にご連絡ください。



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業ポータルにアクセスします。(クリックしてもアクセス出来ず。)

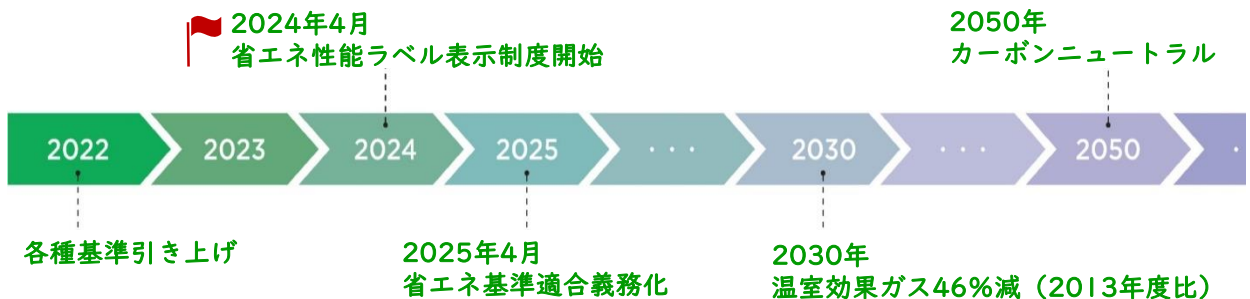
令和6年4月から、建築物の新たな省エネ性能表示制度が始まります。

建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が**令和6年4月1日**から施行されます。**建築物の販売・賃貸事業者**は、販売等の際に省エネ性能の表示をするよう努めなければなりません（努力義務）。また、新築建築物の販売等の際は**所定のラベル**を広告等に表示する必要があります。

○省エネ性能表示制度の目的・背景

本制度は、**消費者・事業者**が、建築物を購入・賃貸する際に、その**省エネ性能を把握**し、**性能の高低を比較検討**することができるようにすることで、消費者等における建築物の省エネ性能への関心を高め、省エネ性能が高い建築物が選択されやすい市場環境を整備することを目的としています。

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現といった政府の温室効果ガス削減目標を踏まえ、第6次エネルギー基本計画等において、2030年以降新築される建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す旨等が位置付けられているところであり、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野においても省エネ対策が求められています。建築物の性能表示の普及はこれらの目標に資するものと考えられます。



○そもそも建築物の省エネ性能とは？

建築物省エネ法に規定する建築物のエネルギー消費性能のこと。建築物の一定の条件での使用において消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能とされており、**①一次エネルギー消費量**と**②外皮性能（断熱性能）**があります。

- ①一次エネルギー消費量の性能：暖冷房、換気、給湯、照明などの建築物で使用するエネルギー消費量の性能
- ②外皮性能（断熱性能）：屋根、外壁、窓などの断熱の性能



建築物省エネ法では、基準（省エネ基準）を設けて省エネ性能を評価しています。省エネ基準の詳細につきましては、こちらをご覧ください。



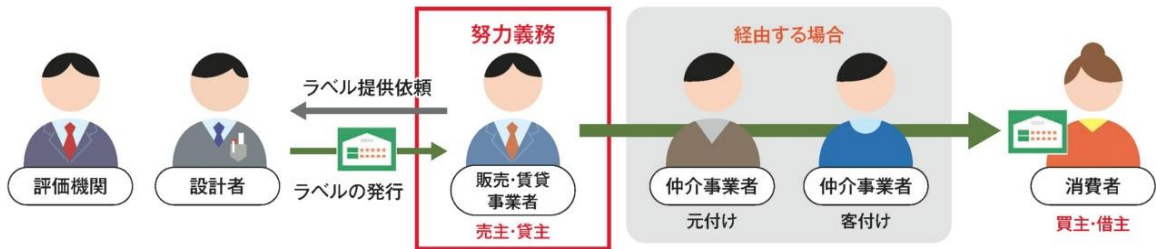
法令・制度、省エネ基準等（国土交通省Webページ）

○省エネ性能表示制度の概要

1. 努力義務の対象者

建築物の販売・賃貸事業者は、販売等の際に省エネ性能の表示が義務付けられます※。
※努力義務

●販売・賃貸事業者は、売主・貸主となる事業者を指します。



※関係事業者（設計・仲介・賃貸管理等）の留意事項
ラベルの発行や伝達・広告掲載について、販売・賃貸事業者から依頼を受ける場合があります。

2. 努力義務の対象となる建築物



住宅

- ・分譲一戸建て
- ・分譲マンション
- ・賃貸住宅
- ・買取再販住宅等



非住宅

- ・貸し事務所ビル
- ・貸しテナントビル等

- ※例外
- ・販売または賃貸する用途でない建築物（注文住宅・ウィークリーマンション）
 - ・自社ビル
 - ・民泊施設



※令和6年4月1日以降に確認申請を行った物件（新築建築物）の販売・賃貸を行う場合には、広告等への所定のラベルを表示する必要があります。（省エネ性能が判明している既存建築物についても表示を推奨）

3. 発行物について ～種類と発行方法～

省エネ性能表示制度の発行物は、①ラベルと②評価書の全2種類です。

①省エネ性能表示ラベル

ポータルサイトやチラシ等の
公告に使用するラベル画像



②エネルギー消費性能 の評価書

建築物の概要と省エネ性能評価を記した保管用の証明書



発行方法

※評価によって発行方法が
異なります。

自己評価

販売・賃貸事業者が自ら、国が指定するWEBプログラム、もしくは仕様基準に沿って、建築物の省エネ性能の評価を行うこと。

第三者評価

第三者の評価機関に依頼し、建築物の省エネ性能を評価すること。

4. ラベルの表示内容

エネルギー消費性能

星のマークが増えるほど、省エネ性能が高いことを示している。

断熱性能

家のマークが増えるほど、断熱性能が高いことを示している。(住宅のみ)

目安光熱費

年間にかかる光熱費の目安を記載している。(住宅のみ)



ラベルの種類(4種類)

- ・住宅(住戸)
- ・住宅(住棟)
- ・非住宅
- ・複合建築物

第三者評価制度BELS(ベルス)

第三者機関が、その住宅のエネルギー消費性能や断熱性能を評価・表示する制度であり、第三者機関の審査を受けた後に評価書等が交付されます。

5. ラベルの広告掲載

① 掲載媒体

- ・インターネット広告
- ・新聞/雑誌広告
- ・新聞折り込みチラシ
- ・パンフレット

② 掲載サイズ

紙面広告

横幅60mm程度を目安とする

③ 掲載イメージ

紙面広告



ウェブ



〈参考〉国土交通省Webページ



建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度について



建築物の省エネ性能表示制度の概要(動画)

動画公開中!

「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」 が令和6年4月1日より施行されます。

○再エネ利用促進区域制度の目的

太陽光発電設備等の再エネ利用設備の効率性は、その建築物が立地する地域の気候条件や周辺の地形・土地利用等の条件に大きく影響されることから、**地域の実情を踏まえた再エネ利用設備の導入を促進すること**を目的に、本制度が制定されました。

○再エネ利用促進計画について

市町村は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下、**促進計画**）を作成して、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下、**促進区域**）の位置・区域、設置を促進する再エネ設備の種類、建築基準法の特例適用要件などを定めることができます。

○再エネ利用促進区域内の措置について

①市町村の努力義務、②建築主の努力義務、③建築士の説明義務、④建築基準法の特例許可があります。

①市町村の努力義務

市町村には、促進区域内の建築物への再エネ利用設備設置を促進するため、建築主に対して、**再エネ利用設備の設置について、情報提供や助言、その他の設置の動機付けとなる支援**に努めることが求められます。

②建築主の努力義務

促進区域内で建築物の建築を行う建築主は、建築物への再エネ利用設備の設置に努めることが求められます。

③建築士の説明義務

建築士には、促進区域内において、市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、建築主から説明を要しない旨の意思の表明があった場合を除いて、**当該建築物へ設置することができる再エネ利用設備に係る一定の事項**について、**建築主に対する説明義務**が課せられます。

④建築基準法の特例許可

促進計画に適合する建築物に対する**高さ制限、容積率制限、建ぺい率制限の特例許可制度の創設**などです。

＜参考＞国土交通省Webページ



建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報

動画公開中!



北海道開発局 採用情報！

2024年度 採用までの流れ

北海道開発局職員になるためには、人事院が実施する国家公務員採用試験と北海道開発局が実施する個別業務説明会・官庁訪問への参加が必要です。

採用までの流れは、まず国家公務員一般職採用試験を受験するところから始まります。2024年度の国家公務員一般職採用試験では大卒程度の試験申込は2月22日から、高卒者・社会人試験の申込は6月14日からとなっています。ぜひお申し込みください！

◆国家公務員採用試験スケジュール

	大卒程度試験	高卒者試験	社会人試験
受付期間	2月22日 ～ 3月25日	6月14日 ～ 6月26日	
第1次試験	6月2日	9月1日	
第1次試験合格発表	6月26日	10月3日	
第2次試験	7月10日 ～ 7月26日	10月9日 ～ 10月18日	
合格発表	8月13日	11月12日	

◆北海道開発局職員になるためのスケジュール

大卒程度試験	高卒者試験	社会人試験
【個別業務説明会】 6月上旬以降	【個別業務説明会、官庁訪問】 10月上旬以降	
【官庁訪問】 7月2日 以降	【採用面接】 11月中旬以降	

国家公務員採用試験(大卒程度試験)の受験受付中！

詳細はコチラ → <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/jinji/ud49g70000004nre.htm>

北海道開発局 採用関連イベント情報

◆3月1日(金) 一般職各府省庁合同業務説明会【技術系・事務系】

会場: 北海商科大学1号館 時間: 9:30～18:10 ※技術系・事務系で説明時間が異なります。

◆3月11日(月)、12日(火) 北海道開発局 2023年度管区OPENゼミ【技術系・事務系】

<事務系> 令和6年3月11日(月)、12日(火) ①10:00～11:00 ②13:30～14:30 ③15:30～16:30
※①～②は対面での開催、③はオンラインでの開催となります。

<技術系> 令和6年3月11日(月) 10:00～11:30(対面)

北海道開発局の詳しい採用情報はこちらから

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/jinji/ud49g70000004nre.htm>

北海道開発局 採用情報

検索



X(採用情報)



Instagram



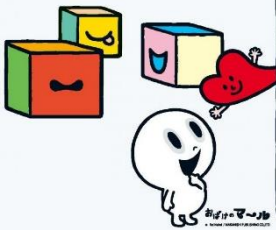


ウポポイ イベント情報

国立アイヌ民族博物館 第6回テーマ展示 「ミナ ミナ 『おぼけのマールとすてきなことば』展」

国立アイヌ民族博物館 第6回テーマ展示

ミナ ミナ おぼけのマールと
すてきなことば 展



mina mina
Marl the Ghost
and
Some Beautiful Words

2024年3月16日(土)~5月12日(日)



展示概要

ウポポイ(民族共生象徴空間)が舞台である絵本「おぼけのマールとすてきなことば」(2020年刊行)をはじめとする「おぼけのマール」シリーズについて、絵本の原画や絵本制作時の資料とともに、絵本の舞台となっている動物園・科学館・美術館等の施設を紹介しながら、絵本に登場する絵画資料や民具資料などを展示します。さらに、体験型デジタルアートコンテンツや体験型展示では、「おぼけのマールとすてきなことば」に登場するアイヌ語やアイヌ文化を学ぶことができます。

開催期間:2024年3月16日(土)~2024年5月12日(日)

入場料:ウポポイ(民族共生象徴空間)入場料でご覧いただけます。

詳細については公式ウェブサイトをチェック!!▶



台湾原住民族文化園区特別講演 in ウポポイ



台湾原住民族
文化園区 特別公演
in ウポポイ

令和6年3月16(土)・17(日)

臺灣原住民族
傳統樂舞,文化體驗

「台湾原住民族文化園区」について

台湾南部の屏東県に立地する台湾最大の国立野外博物館。山と緑に囲まれた広大な敷地は5つのエリアに分かれ、原住民族の文化や芸術をテーマとした展示、原住民族をダイナミックに表現した舞臺、民族的特徴のある伝統楽器等を鑑みただけのほか、様々な民族(ダナン族のコーラン、アミ族の打楽器、パイワン族のトンボ玉の糸凧(トイワン族の織物等)を通じて、台湾の原住民族文化への理解を深めることのできる施設です。



原住民族傳統藝文中心
Indigenous Peoples Cultural Development Center

イベント概要

台湾南部の屏東県に立地する台湾最大の国立野外博物館「台湾原住民族文化園区」。

今回のイベントでは、台湾原住民族文化園区専属の舞踊団である「ナルワン音楽舞踊団(娜麗湾楽舞劇団)」の特別講演や「トンボ玉の工芸体験」、「タトゥーステッカー体験」及び「台湾原住民族クイズ」の文化体験プログラムが楽しめます。

開催期間:2024年3月16日(土)~2024年3月17日(日)

入場料:ウポポイ(民族共生象徴空間)入場料でご覧いただけます。

詳細については公式ウェブサイトをチェック!!▶



滝野すずらん丘陵公園情報

滝野すずらん丘陵公園では3/31までは無休、滝野スノーワールドは入園無料で入ることができます。

3月中も様々なイベントが開催される予定です。
ぜひ滝野すずらん丘陵公園を訪れてみてください。



3月3日・10日・17日は
【自然博物館】開放日
冬の自然博物館をガイド無しで散策出来るのはこの3日間のみです。

土日祝日には引馬・乗馬体験を開催します。道産子馬に乗る乗馬体験とばん馬への餌やり体験が楽しめます。

※乗馬・餌やりには参加費がかかります。



その他にも3月中に様々なイベント開催を予定しています。詳細は右のバーコードから滝野すずらん丘陵公園HPをご参照ください。(クリックしてもアクセスできます。)

※今回メールニュースで紹介したイベントにつきましても詳細はHPをご参照ください。



滝野すずらん丘陵公園HP(クリックしてもアクセスできます。)